学びの森「雲のテラス」利活用事業　提案者募集要項

１.目的

学びの森は、旧岐阜大学の農場跡地という歴史と、周辺に教育施設が立地することから名づけられた都市公園です。市の中心市街地にありながら、広大な緑地空間を有し、多くの市民の憩いの場として利用されています。

近年では、学びの森を中心に開催している「マーケット日和」などのイベントや、P-PFI 制度を活用し、官民連携で整備した「KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE」の開業などにより、公園に賑わいの風景が定着してきています。

この度、学びの森「雲のテラス」の管理許可期間の満了に伴い、運営者の再公募を行います。公園利用者のための休憩場所としての利用のみならず、多様な主体や関係人口が集い、交流するコミュニティの場としての機能や民間のアイデアを活かした更なる利活用が図られることにより、エリア価値の向上につながることを期待しています。

２.公園の概要

面積　約６．０ヘクタール

施設　芝生広場、池、水路、樹林地、竹林、園路、雲のテラス、トイレほか

３.雲のテラス概要

（１）規模

休憩室	３５．５㎡
厨房	５．８㎡
事務室	６．７㎡
トイレ	１．６㎡
ギャラリー	３７．２㎡
計	８６．８㎡

（２）内容

公園内の施設にふさわしく、地域コミュニティの拠点となるとともに、公園の利活用を図るためのイベントや情報発信の拠点となることを目指す。

（３）営業日

週６日程度（休日及び営業時間については、市と協議すること。）

４．参加資格の要件

（１）１年以上継続した営業実績がある者。

（２）食品衛生法に基づく許可を有する者。

（３）市税を完納している者。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でない者。

５.選定機関

本事業における提案採用者の選定は、「都市公園施設設置管理許可評価委員会」において実施する。

６.公募スケジュール

公募スケジュールは下記のとおりとする。

項目	日程	備考
募集要項の公開	令和８年10月１日(木)	市ウェブサイトに掲載
企画提案書の提出期限	令和８年10月30日（金）	持参又は郵送
プレゼンテーション審査の実施	令和８年11月９日(月)	
結果通知	令和８年11月中旬	電子メール

７.参加表明書及び企画提案書の提出

（１）提出期限

令和８年10月30日（金）16時30分まで（必着）

（２）提出書類

書類	様式	提出部数
参加表明書	様式１	原本　１部 写し　９部
会社概要書	様式２	
企画提案書	任意様式	

（３）添付書類（各１部）

①定款及び法人登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本)

②決算書

③市税の納税証明書

（４）提出方法

各務原市都市建設部河川公園課（本庁舎５階）への持参又は郵送

8.プレゼンテーション及びヒアリング審査

（１）実施日

令和８年11月９日（月）　※時間は各提案者に別途通知する。

（２）実施場所

各務原市役所本庁舎5F　第１会議室

（３）実施方法

・プレゼンテーションは２０分以内とし、ヒアリングは１０分程度とする。

・出席者は３名以内とし、説明は本事業に従事を予定している者が行うこと。

・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。

・プレゼンテーションは、スクリーン、プロジェクター、接続用ケーブル（ＨＤＭＩ

端子）は、市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。
機器等の接続に関しては、事前に事務局に機種等確認すること。

11.評価方法及び選定方法

（1）評価基準

評価項目		評価内容	配点
企画提案書	営業実績	まちの賑わい創出に寄与に結びつく営業実績を有しているか。※どの様な取り組みを実施したか説明してください。	10
		各務原市内での営業実績を有しているか。	5
	運営方針	適切な実施方針を設定し、本事業の目的を達成できる的確な提案がされているか。	20
	運営方法	運営するにあたり適切な計画が組まれており、内容が魅力的かつ実現可能であるか。（雲のテラスの利活用案、店舗メニューの充実、収支計画など）	20
	集客方法	集客を行うための手段（企画内容、広報計画等）が適切であり、魅力的であるか。	20
	創意工夫	創意工夫の提案があるか。	15
ヒアリング	取組意欲、理解度	ヒアリングの対応が的確か。	10
合計			100

（2）選定方法

評価委員会において、「評価基準」に基づいて採点を行い、評価点が最も高い者を提案採用者として選定する。ただし、総合の評価点が満点の６割に満たない場合は、選定の対象外とする。

（3）審査結果の通知

選定結果については、電子メールにて各提案者に通知する。

9.使用料等

（1）使用料

・各務原市都市公園条例に基づき、**月額：47,850 円**とする。

※都市公園条例の改正により、金額が変更となる場合があります。

（2）共益費

・警備保障にかかる費用の占有面積割合分については、使用者の実費負担とする。

＜参考＞**R8 負担額：15,181 円/月**

（3）光熱水費

・電気、ガス、電話、水道、下水道料金については、使用者の実費負担とする。

（4）施設・設備の負担

・本体工事(建築、電気、空調、給排水)及び施設に付随した主要設備(厨房機器設備等)

の補修にかかる費用については市の負担とする。ただし、使用者の瑕疵によるものと判断する場合はこの限りではない。

１０.許可条件

（１）**許可期間は令和 17 年度末まで**とする。**（毎年更新を行う。）**

（２）使用料及び共益費は、その月の月末までに、光熱費については、使用実費を翌月末までに、それぞれ市の発行する納付書により納付するものとする。

（３）施設の現状を変更してはならない。ただし、使用上やむを得ず現状を変更する必要が生じたときは、事前に市と協議すること。

（４）当該施設は、他の目的に使用し、他人に転貸し、またはその権利を第三者に譲渡してはならない。

（５）使用者の責に帰す事由により、施設の全部または一部を滅失またはき損したときは、その損害について賠償するものとする。

（６）使用者が許可条件に違反した場合、市は許可を取り消すことができる。この場合、許可の取り消しにより損害を受けても、市に補償を請求することはできない。

（７）使用を中止したとき、並びに許可を取り消されたときは、速やかに施設を原状回復して市に返還するものとする。

（８）安全衛生管理については、十分注意し、事故防止に努めるとともに、施設の管理については、使用者の責任において行うものとする。

（９）市は必要に応じて、使用者に対し営業状況の報告を求めるほか、施設の維持管理に関し、指示することができる。

（10）その他、許可条件に記されていない事項で必要があるときは、その都度協議するものとする。

１１.その他

（１）本事業への参加・提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

（２）提案採用者にならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

（３）提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差し替えを認めない。

（４）提案者は複数の提案を行うことはできない。

（５）審査結果に関する異議は一切受け付けない。

（６）提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成１１年条例第２号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第６条第１項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

１２.事務局（担当連絡先）

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69
各務原市役所 都市建設部 河川公園課（担当：廣瀬）
ＴＥＬ：058-383-1533
E-mail：tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp